

新潟市議会ハラスメントの防止等に関する条例（素案）に対するご意見の概要と市議会の考え方

	該当箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1	条例（素案）全体	議員のハラスメントに対して厳しく対処し、罰則を与える必要があると考える。議員については市民から選挙で選ばれた代表者であり、議員が自らの言動を厳しく律し、率先して議員活動を行う必要がある。 議員がハラスメントをした場合、議長が懲罰委員会に諮り、審査を行い、除名、出席停止、議場での陳謝などの処分を行う必要がある。 また、市の掲示場、ホームページ等で公表をする必要がある。 相談体制の充実と防止措置等を確実に行う必要がある。 ハラスメント行為においては、いろいろな関係性が伴うと思う。三重県桑名市、新潟県糸魚川市等のハラスメントの防止等に関する条例を参考にして、条例制定を検討し、施行して頂きたい。	本条例では、市議会議員の高い倫理観の保持という自主的な規律により、ハラスメントの防止及び根絶を目的としています。 条例（素案）第4条では、市議会議員の責務として、自らの言動を厳しく律することのほか、率先して議会からハラスメントを根絶し、ハラスメントを疑われたときは説明責任を果たす等の義務規定を設けています。 また、条例（素案）第11条では、議長は、被害防止措置を講じても、ハラスメント被害の継続又は再発防止のためやむを得ない場合、第三者で構成する審査会及び各会派代表者会議を経て、公表等の措置を行うこととしています。 条例の施行後も必要な見直しを行いながら、より実効性のあるものにしていきます。	なし